泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業補助金

【公募要領】

令和８年１０月２０日

目　次

Ⅰ．はじめに ・・・

Ⅰ　はじめに

（１）本要領について

泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業（以下「本支援事業」という。）のＬＰガス料金値引き原資に対する補助について公募を行うので、事業の実施に当たり以下に定める事項に基づき、ご申請ください。

（２）申請にあたっての注意点

１　本支援事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。

本支援事業は、ＬＰガス料金の上昇により影響を受ける泉佐野市内の家庭・企業等の負担の緩和を図るためのものです。支援対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本支援事業の趣旨を逸脱した行為は認められませんのでご注意ください。

２　本支援事業は、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年２月16日 規則第２号。）及び泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）など関係法令等に基づき実施します。

また、申請書類において、以下を宣誓ください。

①不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

②反社会的勢力排除に係る誓約事項

③ＬＰガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

④事業遂行上の課題・懸念等に対して、事前報告し、決定事項に協力すること。

⑤交付要綱に従うこと。

本支援事業の申請内容に虚偽がある場合や宣誓に違反した場合、不正受給が確認された場合は、交付要綱に基づき交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めることがあります。

３　本支援事業の補助金の交付決定後でないと、補助対象となる値引き行為はできません。

交付申請書の審査の結果、補助金の交付（支払い）対象としての事業の実施を正式に認定する「補助金交付決定通知書」を送付します。

４　補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は交付されません。

ＬＰガスの販売事業者は、本支援事業の終了後、本支援事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書を、定められた期日までに提出しなければなりません。なお、追加で提出を求められた書類については、定められた期日までに提出してください。

定められた期日までに、実績報告書等の提出を確認できなかった場合には、補助金交付決定通知書を受領していても、補助金の受給対象外となります。

５　実際に交付される補助金は、「補助金交付申請書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。

補助金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしている

と認められない場合には、補助金の交付は行いません。

６　支援事業関係書類は事業終了後10年間保存しなければなりません。ＬＰガスの販売事業者は、支援事業に関する帳簿及び証拠書類を支援事業が終了した日が属する年度の終了後10年間（令和18年度末まで）、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。

また、会計検査院等による実地検査の対象になる可能性がありますので、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

７　ＬＰガスの販売事業者は、本申請手続（公募要領）、交付要綱に記載のない細部については、指示に従ってください。

支援事業における実施状況の確認のため、電話連絡や訪問を実施することがあります。また、偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金の受給者に対し、必要に応じて現地調査等を実施します。

Ⅱ　本支援事業の概要

（１）目的

LPガスの値引きを行った間接補助事業者（LPガス販売事業者）に対して、その値引き原資及び事務費を補助することにより、物価高騰の影響を受けるＬＰガス利用者の生活支援等を目的に実施するものです。

（２）概要

泉佐野市内でＬＰガスを消費する家庭・企業等を対象に、指定する値引き額（以下「値引き額」という。）により、当該対象の１ガスメーター（体積販売に限る）当たりのガス料金総額より上限3,000円（税抜）【税込3,300円】の値引きを行ったＬＰガスの販売事業者に対して、その値引き原資と事務費を補助します。

※インボイス登録を行っていない事業者で、LPガス料金の請求書等で消費税を徴収していないことが確認できる場合は、3,000円の値引きで可能とする。

（３）補助対象

①販売事業者が選定した月（12月、1月のうちの1ヶ月）の検針分のLPガス料金に対する値引き額が対象

②当該対象の値引き回数は1回（販売事業者が選定した月の検針分）が条件です。

※LPガス料金には、設備料金の内の保安維持費用等（ガス警報器リース料、CO警報器リース料や集中監視システム費用）を含みます。

（４）値引きの実施

ＬＰガス料金の値引きは、販売事業者が選定した月（12月、1月のうちの1ヶ月）

の検針分にて行うこととする。

※消費者ごとに異なった月の検針にて値引きすることはできません。

※1ヶ月のみ実施（LPガス料金3,000円（税抜）【税込3,300円】未満の場合、当該料金のみ値引きの対象）

なお、値引きを実施した際は、家庭・企業等に対して、請求書、検針票、WEB明細、領収書及び別紙などにより、次のことを明示する必要があります。

【記載例】

例１）・泉佐野市の支援による値引き　3,000円（税抜）
例２）・泉佐野市の支援による値引き　3,300円（税込）

※表記は「市の支援による値引き」でも可

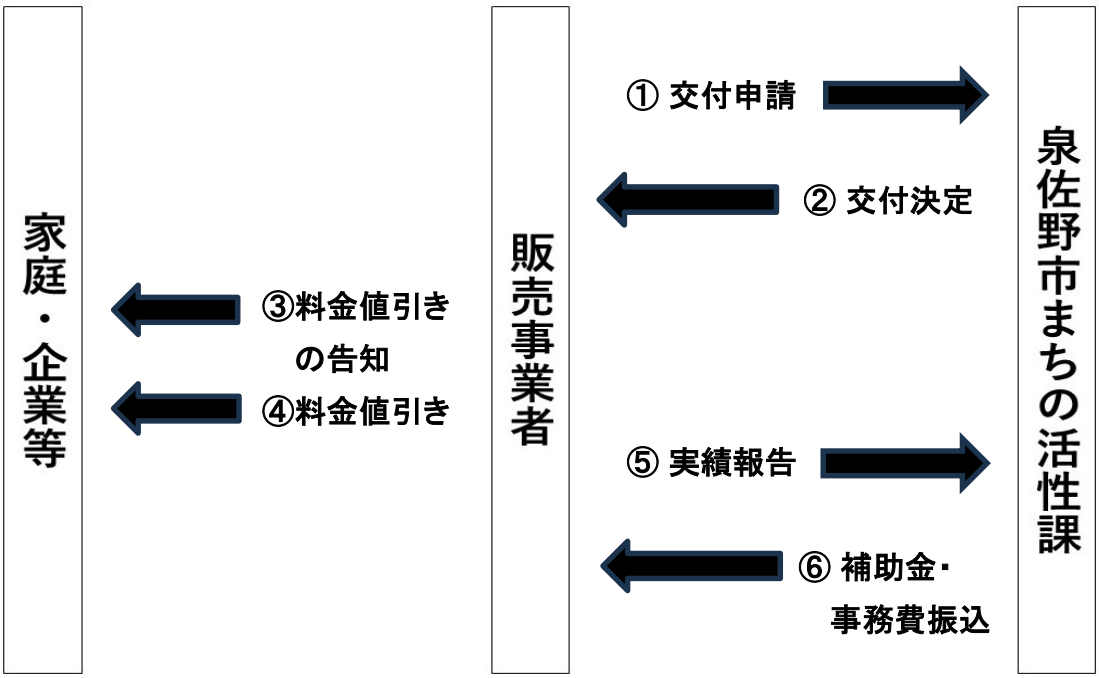
※消費者向けのチラシはデータのみの提供となります。必要な販売事業者は市ホームページから印刷ください。【消費者へのチラシの配布義務なし】

（５）本支援事業の補助対象者

本支援事業の補助対象者は、申請時において、Ⅲの要件を満たすＬＰガスの販売事業者とします。※事業者単位

（６）事業の流れ

本支援事業の流れは以下のとおりです。



Ⅲ　本支援事業の対象者の要件

本支援事業の補助対象者は、以下の要件を満たし、様式第１の２～３に定める各誓約事項に同意する必要があります。

申請内容に虚偽があった場合や、要件を満たしていない場合は補助を取り消すことがあります。

１．ＬＰガスの販売事業者（※１）であること

２．泉佐野市内でＬＰガスを消費する家庭・企業等に対して、指定した値引き額での値引きを行い、当該事実を明示できること（※２）

３．情報開示、広報への協力ができること

４．販売事業者が選定した月（令和8年12月、令和9年1月のうちの1ヶ月）の検針にて値引きが実施できること

５．日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができること

６．法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が、各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※１　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第３条第１項の登録を受けた者及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第３条の登録を受けた者であって、家庭・企業等にＬＰガスを販売する者をいう。

※２　原則として、次の項目を明示すること

①リーフレット（各ＬＰガスの販売事業者に配付）等において値引きの実施の周知

②請求書、検針票、WEB明細等における本支援事業による値引き額

Ⅳ　本支援事業の補助内容

（１）内容

泉佐野市内でＬＰガスを消費する家庭・企業等※を対象に、１ガスメーター当たり上限3,000円（税抜）【税込3,300円】の料金値引きを行ったＬＰガス販売事業者に対して、その値引き原資と事務費を補助します。

※泉佐野市内に住所を有する者であり、液化石油ガス法第2条第2項に規定する一般消費者等で体積による販売の方法によりLPガスの供給を受ける者及びガス事業法第３条の登録を受けた者からＬＰガスを燃料として供給を受け、その消費する態様が液化石油ガス法第２条第２項に定める生活の用に供する又は生活の用に供する場合に類似していると認められる者とし、国又は都道府県及び地方公共団体が直接契約している公の施設は除く。

※簡易ガスの補助金値引きは、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条

件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地の場合は、特別供給条件認可申請が必要となります。

（２）補助対象額

本支援事業の補助対象額は、ＬＰガス料金の値引き対象となる家庭・企業等の数を基に、原則として以下の計算方法で算出します。

補　助　対　象　額
●ＬＰガス販売事業者による値引き相当額 １契約(ガスメーター)ごと上限3,000円 ●事務費 11,000円＋値引きを行った契約（ガスメーター）数×250円

Ⅴ　申請手続き等の概要

（１）公募受付期間

令和８年11月2日（月）９時～令和８年11月20日（金）17時 必着

本公募は、締め切りを待たずに随時審査を行い交付決定いたします。

（２）申請方法

申請は以下WEBサイトの書類をダウンロード等し、メール、郵送又は持参等により提出ください。

WEBサイト：https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/menu/19235.html

E-mailアドレス：kankou@city.izumisano.lg.jp

提出先住所：〒598-0007

大阪府泉佐野市上町3-11-48

泉佐野市まちの活性課　泉佐野市LPガス補助金担当

（３）申請手順

①本要領及び交付要綱の内容を確認する。

②申請書類を入手し、書類を作成する。

③申請書類及び必要な添付書類を提出する。

【提出方法】泉佐野市まちの活性課へメール、郵送又は持参等ください。

※できる限り、メールでの提出にご協力ください。

※エクセルデータへの入力が簡単、便利、間違いが少なく作成できます。

【表①：補助金交付申請時に必要な書類】

番号	提　出　書　類　名	様　式
01	泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業補助金 交付申請書	様式第1
02	誓約事項等 同意書	様式第1の２
03	誓約書	様式第1の３

（４）審査方法

ＬＰガスの販売事業者が以下の要件を満たしているか審査を行います。

①Ⅲに規定する要件をすべて満たすこと

②「泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業補助金交付要綱」の交付基準を満たしていること

※審査内容についてお答え致しかねますので、ご了承ください。

（５）審査結果

審査結果は、通知にてお知らせします。

（６）申請情報の変更

申請した内容については、変更承認等を受けることで変更や追加をすることができます。申請情報の変更が必要になった場合は、速やかに連絡してください。変更や追加の内容によっては、承認されない場合や、申請を取り消す場合があります。その際は、指示に従ってください。

〇申請時の販売事業者の報告義務

ＬＰガスの販売事業者は、申請時に補助期間中における廃業、ＬＰガス事業の撤退等により本支援事業を遂行できなくなることが明確である場合やその懸念がある場合には、速やかにその旨を報告する義務があります。

また、自社と取引等の関係を有する販売事業者が廃業、撤退等による本支援事業の遂行に支障が出ることが明確である場合や、その懸念があると把握される場合にも、速やかにその旨を報告する義務があります。

ＬＰガスの販売事業者による上記の報告義務の違反が、当市の調査にて明らかになった場合は、決定する対応方法に従うことになります。

（７）申請取下げ

交付決定通知を受けた場合において、当該通知に係る申請内容又はこれに付された条件に不服がある場合には、当該申請を取り下げることができます。取り下げる場合は、速やかに連絡してください。

Ⅵ　値引き後の手続きの概要

（１）実績報告

販売事業者が選定した月の値引きを実施後、翌月の末日（最終提出期限２月26日（土、日、祝日を除く））までに実績報告書を提出していただきます。実績報告書には、支援事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表を合わせて提出していただきます。

実績報告書や帳票等の確認を行い、額の確定について通知します。

【表②：実績報告時に必要な書類】

番号	提　出　書　類　名	様　式
01	泉佐野市ＬＰガス利用者価格高騰対策支援事業補助金 実績報告書	様式第６
02	支援事業（値引き）を行った家庭・企業等の一覧表	※
03	泉佐野市LPガス利用者価格高騰対策支援事業補助金 精算払請求書	様式第8-1
04	値引きの事実が確認できる検針票・請求書等の写し（10件程度）	※

※一覧表には、①個人名管理番号等個人が識別できるもの、②家庭・企業等の各値引き額を記載すること。　※システムより出力されるデータでも可。

※提出する検針票・請求書等の写しは、一覧表と照合できるように一覧表のページや連番等を記入ください。

※転居等で値引きが完了できなかった場合は、販売事業者に補助金が残らないよう、値引きできなかった金額を確実に一覧表の金額から差し引いてください。

（２）精算払い

値引き額の総額の確定通知を行った後、精算払請求書に基づき補助金の精算払いを行います。

※1ヶ月のみの値引き実施のため、概算払いは行いません。

Ⅶ　不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

（１）不正の防止

ＬＰガスの販売事業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求※等については、厳正に対処します。

※参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受け

ようとすること。

（２）不適切な行為の防止

ＬＰガスの販売事業者が、①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、②補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本支援事業の趣旨に反する行為を行った場合には、補助対象としない他、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

（３）反社会的勢力の排除

ＬＰガスの販売事業者は、本支援事業を遂行するにあたり、反社会的勢力※の関与、参画、その他如何なる形式であってもその影響力の行使について、排除しなければなりません。

※参考：反社会勢力について、以下のいずれかに該当する者をいう。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

③暴力団準構成員

④暴力団関係者

⑤総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等

⑥その他前各号に準ずる者

Ⅷ　個人情報の取扱い

本支援事業によりＬＰガスの販売事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本支援事業の業務の範囲内でのみ使用します。

Ⅸ　お問い合わせ先

泉佐野市生活産業部まちの活性課（泉佐野市LPガス利用者支援事業担当）

〒598-0007　大阪府泉佐野市上町3-11-48

ＴＥＬ：072-469-3131

ＦＡＸ：072-463-1827

E-Mail：kankou@city.izumisano.lg.jp

ＵＲＬ：https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/menu/19235.html

受付時間：平日　午前８時45分～午後５時15分（土、日、祝日を除く）